

2 高教福第 24 号
令和 2 年 4 月 6 日

各県立学校長 様

教 育 長

「新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、
在宅勤務の取扱い等について（通知）」の一部改正について

このことについて、人事委員会委員長通知（令和 2 年 3 月 31 日付け元高人委第 217 号）等を踏まえ、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第 12 条第 1 項の表の 1 の項の特別休暇（地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による教職員の著しい出勤困難（以下「出勤困難休暇」という。））の対象となる場合を追加するとともに、在宅勤務の対象教職員を追加するなどの改正を行いました。

つきましては、各所属においては、下記の事項について、教職員に周知するとともに、適切な運用をお願いします。

また、臨時的任用教職員及び会計年度任用職員についても同様の取扱いとします。

記

1 主な改正内容（別添「新旧対照表」参照）

（1）出勤困難休暇について

ア 承認の対象となる場合について、次のとおり追加する。

感染症法第 7 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 3 条によって準用される感染症法第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、教職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

イ 教職員又はその家族に発熱等の風邪症状が見られる場合における承認の対象となる場合について、次のとおり改める。

教職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

（2）在宅勤務の対象教職員について

対象教職員として、次の教職員を追加する。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している地域に勤務する教職員
その他感染拡大防止のため在宅勤務を実施することが適当であると認められる教職員

2 出張の取扱いについて

感染拡大防止の観点から、出張する際には、その必要性を十分に検討するとともに、当面の間は、感染者が急増している地域への出張については、できる限り控えること。

問い合わせ先

高知県教育委員会事務局教職員・福利課
人事企画担当 野崎・近森

TEL:088-821-4903 FAX:088-821-4725

新 旧 対 照 表

新

旧

新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取扱い等について（通知）（抜粋）

新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取扱い等について（通知）（抜粋）

このことについて、人事委員会委員長通知（令和2年3月2日付け元高人委第186号）等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、学校の臨時休校等に伴う子を持つ教職員への配慮の観点から、休暇の取扱いを整理するとともに、臨時的に在宅勤務を導入することとしました。

このことについて、人事委員会委員長通知（令和2年3月2日付け元高人委第186号）等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、学校の臨時休校等に伴う子を持つ教職員への配慮の観点から、休暇の取扱いを整理するとともに、臨時的に在宅勤務を導入することとしました。

つきましては、各所属においては、下記の事項について、教職員に周知し、早出遅出勤務の利用を含め、教職員の柔軟な勤務体制を確保するとともに、休暇の取得についての配慮と適切な運用をお願いします。

つきましては、各所属においては、下記の事項について、教職員に周知し、早出遅出勤務の利用を含め、教職員の柔軟な勤務体制を確保するとともに、休暇の取得についての配慮と適切な運用をお願いします。

また、臨時的任用教職員及び会計年度任用職員についても同様の取扱いとします。

また、臨時的任用教職員及び非常勤教職員についても同様の取扱いとします。

なお、このことに合わせて、令和2年2月28日付け元高教福第1682号教育長通知を廃止します。

なお、このことに合わせて、令和2年2月28日付け元高教福第1682号教育長通知を廃止します。

1 休暇の取扱いについて

1 休暇の取扱いについて

新型コロナウイルスに関して、教職員が次の場合に該当するときは、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の1の項の特別休暇（地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による教職員の著しい出勤困難。以下「出勤困難休暇」という。）として承認して差し支えないこととします。

新型コロナウイルスに関して、教職員が次の場合に該当するときは、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条第1項の表の1の項の特別休暇（地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による教職員の著しい出勤困難。以下「出勤困難休暇」という。）として承認して差し支えないこととします。

（1）検疫法（昭和26年法律第201号）第34条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条

（1）新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条において準用する検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規

によって準用される検疫法第 16 条第 2 項に規定する停留の対象となった場合

(2) 感染症法第 7 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 3 条によって準用される感染症法第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、教職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

(3) 教職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

(4) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情（以下「臨時休校等」という。）により、子の世話をを行う教職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

(削除)

【留意事項】

- ・ 所属長は、当該休暇の承認にあたって、教職員の健康状態等を適切に把握するとともに、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症について、関係機関への適切な受診、相談を促してください。（厚生労働省：新型コロナウイルス Q & A 参照）

定する停留の対象となった場合

(2) 教職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和 2 年 2 月 25 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情（以下「臨時休校等」という。）により、子の世話をを行う教職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

○新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（抜粋）

【留意事項】

- ・ 所属長は、当該休暇の承認にあたって、教職員の健康状態等を適切に把握するとともに、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症について、関係機関への適切な受診、相談を促してください。（厚生労働省：新型コロナウイルス Q & A 参照）

- ・ 感染症法第 44 条の 3 第 2 項の規定により協力が求められる場合は、都道府県知事から本人に対して、その協力内容等について書面により通知がされます。

2 在宅勤務の導入について

新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務については、次に掲げる教職員を対象として実施するものとし、取扱いについては、別紙のとおりとします。

- (1) 濃厚接触者等（保健所から「濃厚接触者」と特定された者及び濃厚接触者となる可能性がある者をいう。以下同じ。）
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している地域に勤務する教職員その他感染拡大防止のため在宅勤務を実施することが適当であると認められる教職員

3 対応一覧表

上記を踏まえた対応については、次のとおりです。

感染拡大防止の観点から、教職員の状況等に応じて、各制度を利用してください。

| | | 休暇・利用できる制度 | |
|---------------------|---------------------------------|-----------------------------|--|
| 新型コロナウイルス病原体の保有者 | | 出勤困難休暇(1(1)該当) | |
| 新型コロナウイルスの病原体の保有者以外 | 発熱等の風邪症状有り | 出勤困難休暇(1(3)該当)又は病気休暇、年次有給休暇 | |
| | 感染症法第 44 条の3第2項に基づく必要な協力を求められた者 | 出勤困難休暇(1(2)該当) | |
| | 親族に症状有り | 出勤困難休暇(1(3)該当)又は看護休暇 | |
| | 濃厚接触者等 | 年次有給休暇又は在宅勤務(2(1)該当) | |
| | 在宅勤務を実施することが適当であると認められる者 | 在宅勤務(2(2)該当) | |
| 通常勤務 | | 通常勤務 | |
| 臨時休校等により子の世話をする教職員 | | 出勤困難休暇(1(4)該当) | |

2 在宅勤務の導入について

新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務については、濃厚接触者等（保健所から「濃厚接触者」と特定された者及び濃厚接触者となる可能性がある者をいう。以下同じ。）を利用の対象とし、取扱いについては、別紙のとおりとします。

3 対応一覧表

上記を踏まえた対応については、次のとおりです。

感染拡大防止の観点から、教職員の状況等に応じて、各制度を利用してください。

| | 新型コロナウイルスの病原体の保有者 | 新型コロナウイルスの病原体の保有者以外 | | | 臨時休校等により子の世話をする職員 | |
|------------|-------------------|-----------------------------|------|------------------------|---------------------------------|----------------|
| | | 発熱等の風邪症状有り | 症状無し | | | |
| 休暇・利用できる制度 | 出勤困難休暇(1(1)該当) | 出勤困難休暇(1(2)該当)又は病気休暇、年次有給休暇 | 通常勤務 | 濃厚接触者等 年次有給休暇又は在宅勤務 | 親族に症状有り 出勤困難休暇(1(2)該当)又は看護休暇 | 出勤困難休暇(1(3)該当) |
| | | | | | | |

(削 除)

別紙 新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務について

- 1 略
- 2 在宅勤務の対象教職員
 - (1) 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者等
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している地域に勤務する教職員その他在宅勤務を実施することが適当であると認められる教職員
- 3 在宅勤務の手続
 - (1) 略

4 その他

(1) 出張の取扱いについて

現時点で一律に自粛を要請するものではありませんが、感染拡大防止の観点から、出張する際は、その必要性を十分に検討してください。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る各種イベント等の取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等の開催判断について」（令和2年2月27日付け高知県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局通知）を参照してください。

別紙 新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務について

- 1 略
- 2 在宅勤務の対象教職員
新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者等
- 3 在宅勤務の手続
 - (1) 略

(2) 在宅勤務は、感染拡大防止のために必要と認められる期間について実施すること。

(3)・(4) 略

別紙様式1 新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務管理簿

(※ 区分欄に、「 相当と認められる教職員」を追加)

(2)・(3) 略

別紙様式1 新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務管理簿

○新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取扱い等について（通知）

（令和 2 年 3 月 5 日 元教福第 1707 号教育長通知）

改正 令和 2 年 4 月 6 日 2 高教福第 24 号教育長通知

このことについて、人事委員会委員長通知（令和 2 年 3 月 2 日付け元高人委第 186 号）等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、学校の臨時休校等に伴う子を持つ教職員への配慮の観点から、休暇の取扱いを整理するとともに、臨時的に在宅勤務を導入することとしました。

つきましては、各所属においては、下記の事項について、教職員に周知し、教職員の柔軟な勤務体制を確保するとともに、休暇の取得についての配慮と適切な運用をお願いします。

また、臨時的任用教職員及び会計年度任用職員についても同様の取扱いとします。

なお、このことに合わせて、令和 2 年 2 月 28 日付け元教福管第 1682 号教育長通知を廃止します。

記

1 休暇の取扱いについて

新型コロナウイルスに関して、教職員が次の場合に該当するときは、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第 12 条第 1 項の表の 1 の項の特別休暇（地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難。以下「出勤困難休暇」という。）として承認して差し支えないこととします。

- (1) 検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 34 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和 2 年政令第 28 号）第 3 条によって準用される検疫法第 16 条第 2 項に規定する停留の対象となった場合
- (2) 感染症法第 7 条第 1 項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 3 条によって準用される感染症法第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、教職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき
- (3) 教職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情（以下「臨時休校等」という。）により、子の世話を行う教職員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

【留意事項】

- ・ 所属長は、当該休暇の承認にあたって、教職員の健康状態等を適切に把握するとともに、状況に応じて、新型コロナウイルス感染症について、関係機関への適切な受診、相談を促してください。(厚生労働省：新型コロナウイルスQ&A参照)
- ・ 感染症法第44条の3第2項の規定により協力が求められる場合は、都道府県知事から本人に対して、その協力内容等について書面により通知がされます。

2 在宅勤務の導入について

新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務については、次に掲げる教職員を対象として実施するものとし、取扱いについては、別紙のとおりとします。

- (1) 濃厚接触者等（保健所から「濃厚接触者」と特定された者及び濃厚接触者となる可能性がある者をいう。以下同じ。）
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している地域に勤務する教職員
その他感染拡大防止のため在宅勤務を実施することが適当であると認められる教職員

3 対応一覧表

上記を踏まえた対応については、次のとおりです。

感染拡大防止の観点から、教職員の状況等に応じて、各制度を利用してください。

| | | 休暇・利用できる制度 | |
|---------------------|------------|-------------------------------|----------------------|
| 新型コロナウイルス病原体の保有者 | | 出勤困難休暇(1(1)該当) | |
| 新型コロナウイルスの病原体の保有者以外 | 発熱等の風邪症状有り | 出勤困難休暇(1(3)該当)又は病気休暇、年次有給休暇 | |
| | 症状無し | 感染症法第44条の3第2項に基づく必要な協力を求められた者 | 出勤困難休暇(1(2)該当) |
| | | 親族に症状有り | 出勤困難休暇(1(3)該当)又は看護休暇 |
| | | 濃厚接触者等 | 年次有給休暇又は在宅勤務(2(1)該当) |
| | | 在宅勤務を実施することが適当であると認められる者 | 在宅勤務(2(2)該当) |
| | | 通常勤務 | |
| 臨時休校等により子の世話をする教職員 | | 出勤困難休暇(1(4)該当) | |

別紙 新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的とする。

2 在宅勤務の対象教職員

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者等
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している地域に勤務する教職員その他感染拡大防止のため在宅勤務を実施することが適当であると認められる教職員

3 在宅勤務の手続

- (1) 在宅勤務を実施する教職員は、在宅勤務命令簿（別紙様式1）により、原則として前日までに在宅勤務の命令を受けるものとする。（口頭命令による場合は事後に在宅勤務命令簿を整理すること。）
- (2) 在宅勤務は、感染拡大防止のために必要と認められる期間について実施すること。
- (3) 在宅勤務の実施日時を変更又は取りやめる場合は、当該勤務日の前日までに所属長の承認を受けること。（口頭による場合は事後に在宅勤務命令簿を整理すること。）
- (4) 所属長は、在宅勤務命令簿の決裁後、速やかに同命令簿の写しを人事主管課に送付すること。

4 対象業務

個人情報や機密情報等の非開示情報（※）以外の情報を取り扱い、自宅で行うことが可能な業務とする。

（例）

| | |
|----------|---|
| パソコン使用 | 教材研究、年間指導計画作成、指導案作成、各分掌業務引継書作成、職員会資料作成等 |
| パソコン使用なし | 教材研究、年間指導計画等の素案作成、指導案の素案作成、教室掲示物作成等 |

（※）高知県情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）に定める「情報分類A」に該当する情報
（情報公開条例第6条第1項各号のいずれかに該当する情報）

5 業務の実施方法

- (1) 教職員に貸与されている学習系パソコン（以下「学習系パソコン」という。）の利用
- (2) 学習系パソコンを利用しない業務にあつては所属長の指示する方法

6 学習系パソコンの持ち出しの把握

持ち出し記録簿等の作成により、持ち出し状況等を把握すること。

7 服務等

- (1) 在宅勤務を実施する教職員は、在宅勤務による職務の遂行にあたり、職務の円滑な実施に必要な環境を整え、職場での勤務と同様に、職務に専念しなければならないこと。
- (2) 職務専念義務に反しているとの疑念を生じさせ、県民からの信頼を損なうような行動は、厳に慎むこと。
- (3) 所属長は、服務管理、業務の遂行状況、情報セキュリティの確保等のため、必要と認める場合には、在宅勤務の実施を制限すること。
- (4) 在宅勤務中に、私用を行う場合は、年次有給休暇により対応をすること。ただし、宅配物の受け取りなど在宅勤務に伴って避けられない一時的かつごく短時間の私用であって、社会通念上認められる範囲内のものについては、この限りでないこと。

8 勤務時間及び勤務時間管理

- (1) 在宅勤務を実施する日の勤務時間は所属長が定める。休憩時間は正午から午後1時までとする。なお、各種休暇又は部分休業の利用は妨げないこと。
- (2) 特段の事情がない限り、時間外勤務は命じないこと。
- (3) 在宅勤務を実施する教職員は、在宅勤務の開始時及び終了時に電話等により、所属長等に業務内容等について報告すること。
- (4) 所属長は、必要に応じ、電話等により、在宅勤務の実施状況を確認すること。
- (5) 在宅勤務をした教職員は、在宅勤務実施後の翌勤務日に、実施日、時間、業務内容等を記載した在宅勤務報告書（別紙様式2）を作成の上、所属長に提出すること。
- (6) 所属長は、在宅勤務報告書の決裁後、速やかに同報告書の写しを人事主管課に送付すること。

9 情報セキュリティ等

- (1) 所属長は、在宅勤務を命じる教職員に、セキュリティポリシーの遵守を徹底すること。
- (2) 教職員は、セキュリティポリシーを遵守しなければならないこと。
- (3) 在宅勤務に当たっては、所属において学習系パソコンに、所属長の許可を得た上で、在宅勤務に必要なデータを学習系共有フォルダ等から学習系パソコンデスクトップに取り込むこと。その際には、必要に応じてパスワード設定等を施すこと。

なお、校務系共有フォルダ内にあるデータのうち、所属長の許可を得たデータを取り出す場合、校務系ネットワークから学習系ネットワークにデータを移動させたうえで、学習系パソコンのデスクトップ 又は、所属長から持ち出し許可を受けたUSBメモリ、DVD、CD等に取り込むこと。

ただし、次に掲げる行為を行ってはならないこと。

- ア 情報分類Aに該当する情報（個人情報、機密情報等の情報公開条例第6条第1項各号のいずれかに該当する非開示情報）を取り扱うこと。
- イ 公務上の電磁的記録媒体（USBメモリ、DVD、CD等）及び紙文書（以下「公務上の情報資産」という。）を自宅に持ち帰ること。ただし、紙文書については、所属長の許可を得た場合はこの限りでない。

- ウ 自宅等のネットワーク及び私物の外部接続機器に接続すること。
- エ 在宅勤務において作成したデータを当該学習系パソコン以外の電磁的記録媒体に保存すること。
- オ 在宅勤務において作成したデータ及び公務上の情報資産を学校外で印刷し、又は複製すること。

10 その他

- (1) 在宅勤務に係る電話料金、電気料金等の費用は、教職員の負担とすること。
- (2) 学習系パソコンにおいて、盗難、紛失や職員の不注意・過失による故障（液こぼしや落下物等による故障）が発生した場合、現状回復、修理については、所属での対応となること。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務命令簿（ 年度）

| 所属 | | | 職名 | | | 氏名 | | | | |
|--|-------------|---------|---|-------------|--------|-----|--|--|----------|--------------------------|
| 区分 | 期間 | 在宅勤務の内容 | | 変更・取りやめ等の内容 | 受命印 | 決裁 | | | 所属長 | |
| | | 業務内容 | 実施方法 | | 受命年月日 | 所属長 | | | 命令日(承認日) | 写しの送付 |
| <input type="checkbox"/> (1)濃厚接触者等 <input type="checkbox"/> (2)適当と認められる職員 | 月 月 日から 日まで | | <input type="checkbox"/> (1)学習系PC <input type="checkbox"/> (2)その他 () | | (月 日) | | | | 月 日 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> (1)濃厚接触者等 <input type="checkbox"/> (2)適当と認められる職員 | 月 月 日から 日まで | | <input type="checkbox"/> (1)学習系PC <input type="checkbox"/> (2)その他 () | | (月 日) | | | | 月 日 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> (1)濃厚接触者等 <input type="checkbox"/> (2)適当と認められる職員 | 月 月 日から 日まで | | <input type="checkbox"/> (1)学習系PC <input type="checkbox"/> (2)その他 () | | (月 日) | | | | 月 日 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> (1)濃厚接触者等 <input type="checkbox"/> (2)適当と認められる職員 | 月 月 日から 日まで | | <input type="checkbox"/> (1)学習系PC <input type="checkbox"/> (2)その他 () | | (月 日) | | | | 月 日 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> (1)濃厚接触者等 <input type="checkbox"/> (2)適当と認められる職員 | 月 月 日から 日まで | | <input type="checkbox"/> (1)学習系PC <input type="checkbox"/> (2)その他 () | | (月 日) | | | | 月 日 | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> (1)濃厚接触者等 <input type="checkbox"/> (2)適当と認められる職員 | 月 月 日から 日まで | | <input type="checkbox"/> (1)学習系PC <input type="checkbox"/> (2)その他 () | | (月 日) | | | | 月 日 | <input type="checkbox"/> |

注意

- 勤務実績管理システムへの変更の必要はありません。
- 決裁後、速やかに命令簿の写しを人事主管課に提出してください。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務報告書

| 所属 | | | 職名 | | 氏名 | | | | | |
|--------|----------|----------|---------|----|------------------|--------|-----|--|--|--------------------------|
| 実施日時 | | | 在宅勤務の内容 | | 備考 (※休暇取得等記載) | 職員印 | 決裁 | | | 所属長 |
| 月日(曜日) | 勤務時間 | 休憩時間 | 午前 | 午後 | | 報告日 | 所属長 | | | |
| 月 日() | ~ : : | ~ : : | | | | (月 日) | | | | <input type="checkbox"/> |
| 実施日時 | | | 在宅勤務の内容 | | 備考 (※休暇取得等記載) | 職員印 | 決裁 | | | 所属長 |
| 月日(曜日) | 勤務時間 | 休憩時間 | 午前 | 午後 | | 報告日 | 所属長 | | | |
| 月 日() | ~ : : | ~ : : | | | | (月 日) | | | | <input type="checkbox"/> |
| 実施日時 | | | 在宅勤務の内容 | | 備考 (※休暇取得等記載) | 職員印 | 決裁 | | | 所属長 |
| 月日(曜日) | 勤務時間 | 休憩時間 | 午前 | 午後 | | 報告日 | 所属長 | | | |
| 月 日() | ~ : : | ~ : : | | | | (月 日) | | | | <input type="checkbox"/> |
| 実施日時 | | | 在宅勤務の内容 | | 備考 (※休暇取得等記載) | 職員印 | 決裁 | | | 所属長 |
| 月日(曜日) | 勤務時間 | 休憩時間 | 午前 | 午後 | | 報告日 | 所属長 | | | |
| 月 日() | ~ : : | ~ : : | | | | (月 日) | | | | <input type="checkbox"/> |
| 実施日時 | | | 在宅勤務の内容 | | 備考 (※休暇取得等記載) | 職員印 | 決裁 | | | 所属長 |
| 月日(曜日) | 勤務時間 | 休憩時間 | 午前 | 午後 | | 報告日 | 所属長 | | | |
| 月 日() | ~ : : | ~ : : | | | | (月 日) | | | | <input type="checkbox"/> |
| 実施日時 | | | 在宅勤務の内容 | | 備考 (※休暇取得等記載) | 職員印 | 決裁 | | | 所属長 |
| 月日(曜日) | 勤務時間 | 休憩時間 | 午前 | 午後 | | 報告日 | 所属長 | | | |
| 月 日() | ~ : : | ~ : : | | | | (月 日) | | | | <input type="checkbox"/> |

注意

- ・ 決裁後、速やかに報告書の写しを人事主管課に提出してください。

1 休暇の取扱いについて

1 (2) 教職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から、療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

Q 1 発熱症状があることをもって、勤務しないことがやむを得ないと認められるのか。

A 1 政府の方針として、風邪症状が見られる場合に休暇取得、外出自粛等が呼びかけられていること等を踏まえて、療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ない場合に、休暇取得が認められるものです。教職員の健康状況等を踏まえて、個別に判断をしてください。

なお、本人の健康状態を適切に把握して、状況に応じて「帰国者・接触者相談センター」への相談や医療機関の受診を促してください。

Q 2 発熱のため、翌日に病院を受診したところ、新型コロナウイルスへの感染ではなく、インフルエンザと診断された。特別休暇はいつまで対象となるか。

A 2 問いの場合、発熱し、医療機関を受診する前日までが、特別休暇の対象となります。診断された日以降については、インフルエンザによる病気休暇となります。

Q 3 発熱等のある親族はどこまで含まれるのか。

A 3 感染拡大防止のための措置であるため、同居の親族や日常的に接触のある親族を対象とします。

1 (3) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話を行う教職員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

Q 4 勤務しないことがやむを得ないと認められる場合はどういう場合か。

A 4 他に世話ができる者がおらず、対応ができない場合が想定されます。

2 在宅勤務について

Q 1 在宅勤務をする場合、学習系パソコンの持ち出しは、こういった手続の流れになるか。

A 1 手続の流れは、次のとおりです。

手続の流れ

- ・在宅勤務命令簿により在宅勤務の申し出・命令
↓
- ・所属において、所属長に確認の上、所属共有フォルダから必要なデータを学習系パソコンデスクトップに保存
 - ※個人情報、機密情報などの非開示情報の取扱い不可。
 - ※USB メモリ、CD、DVD 等の持ち帰り不可。
 - ※紙文書については、所属長の許可を受けた場合は可。
- ↓
- ・学習系パソコンを自宅に持ち帰る（教職員による持ち帰り。）
↓
- ・自宅で業務に従事
 - ※USB メモリ、CD、DVD 等の使用不可。ネットワーク、外部機器への接続不可。
 - ※勤務開始、終了時に所属長等に電話等により連絡。
- ↓
- ・職場復帰後、在宅勤務実施報告書の提出
- ・学習系パソコンで作成したデータを所属共有フォルダに保存
- ・学習系パソコンの業務データを全て消去する。

Q 2 濃厚接触者となる可能性があるので在宅勤務をしたいが、学習系パソコンが持ち出せない場合はどうすればよいのか。

A 2 パソコンを持ち出せない場合は、別紙「4」の対象業務の例を参考に、パソコンを使用しない業務を実施するなどの対応をお願いします。また、年次有給休暇の使用を妨げるものではありません。

Q 3 その他在宅勤務を実施することが適当である認められる職員とはどのような場合か。

A 3 本県における感染の状況や、感染が拡大している地域における職員の移動の状況などを踏まえて、個別に判断をします。該当すると考えられる場合は、教職員・福利課に相談してください。

高知県教育長 様

高知県人事委員会委員長



新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いに関する委員長通知の一部改正について

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いに関する委員長通知を下記の通り改正したので、令和2年4月1日以降は、これによってください。

記

1 中「新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条において準用する検疫法（昭和26年法律第201号）」を「検疫法（昭和26年法律第201号）第34条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条によって準用される検疫法」に改め、3を4に繰り下げ、2中「から、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合」を「等から療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合」に改め、2を3に繰り下げ、1の次に次のように加える。

2 感染症法第7条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条によって準用される感染症法第44条の3第2項の規定に基づき、職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

新 旧 対 照 表

新

旧

職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(通知)(抜粋)

職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について(通知)(抜粋)

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いに関する委員長通知の制定について

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いに関する委員長通知の制定について

新型コロナウイルスに関して、職員が次に掲げる場合に該当するときは、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47条）第13条第1項の表の1の項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）第12条第1項の表の1の項及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）第12条第1項の表の1の項の特別休暇（地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難）として承認しても差し支えありません。

新型コロナウイルスに関して、職員が次に掲げる場合に該当するときは、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47条）第13条第1項の表の1の項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）第12条第1項の表の1の項及び警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）第12条第1項の表の1の項の特別休暇（地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難）として承認しても差し支えありません。

- 1 検疫法（昭和26年法律第201号）第34条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条によって準用される検疫法第16条第2項に規定する停留の対象となった場合

- 1 新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条において準用する検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留の対象となった場合

2 感染症法第7条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第3条によって準用される感染症法第44条の3第2項の規定に基づき、職員又はその親族が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき

3 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

4 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

2 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

3 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆いましょう。

(4) こまめに手を洗いましょう

こまめに石鹸で手を洗いましょう。アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

(5) 換気をしましょう

部屋は定期的に換気してください。共有スペースや他の部屋も窓を開けましょう。

(6) 手で触れる共有部分を消毒しましょう

物に付着したウイルスはしばらく生存します。ドアの取っ手やノブ、ベッド柵など共有部分は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。

※家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、濃度が0.05%（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25ml）になるように調整してください。

トイレや洗面所は、通常の家計用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。感染が疑われる家族の使用したものを分けて洗う必要はありません。

洗浄前のものを共有しないようにしてください。特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどで共有しないように注意してください。

(7) 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。

※糞便からウイルスが検出されることがあります。

(8) ゴミは密閉して捨てましょう

鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。その後は直ちに手を石鹸で洗いましょう。

(参考) 一般社団法人日本環境感染学会ホームページ

<http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/dokyokazoku-chuijikkou.pdf>

[ページの先頭へ戻る](#)

問14 濃厚接触とはどのようなことでしょうか？

濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は二つあり、①距離の近さと②時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（目安として2メートル）で一定時間以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離で2メートル程度）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境は感染を拡大させるリスクが高いとされています。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の意見はこちらをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599431.pdf>

新型コロナウイルスQ&A

令和2年2月22日時点版

心配な時には

Q1 風邪のような症状があり心配です。どうしたらいいですか？

A 発熱などの風邪の症状があるときは、学校や会社を休むなど、外出を控えてください。毎日体温を測定して記録しましょう。

Q3 最寄りの保健所等(帰国者・接触者相談センター)に相談するとどうなりますか？

A 電話での相談を踏まえて、感染の疑いがある場合には、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診察ができる「帰国者・接触者外来」を確実に受診できるよう調整します。

予防について

Q4 新型コロナウイルスにはどうやって感染しますか？

A 現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。

- ① 感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫による「飛沫感染」
- ② ウイルスに触れた手で口や鼻を触ることによる「接触感染」

医療機関を受診するとき

Q6 医療機関を受診するときに気を付けることはありますか？

A 複数の医療機関を受診せず、「帰国者・接触者相談センター」等から紹介された医療機関(「帰国者・接触者外来」など)を受診してください。受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

Q2 感染したかも?と思ったらどうしたらいいですか？



A 以下の場合には、最寄りの保健所等にある「**帰国者・接触者相談センター**」に電話で相談しましょう。

- ① 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く
- ② 強いだるさや息苦しさがある



・重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に加えて、念のため**妊婦さん**は、こうした状態が2日程度続いたら相談しましょう。

・症状がこの基準に満たない場合には、かかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

Q5 感染予防のためにできることはありますか？

A 以下のことを心がけましょう。

- ① 石鹸やアルコール消毒液などによる手洗い
- ② 正しいマスクの着用を含む咳エチケット
- ③ 高齢者や持病のある方は公共交通機関や人込みを避ける

新型コロナウイルスについて

Q7 感染しても症状が出ない人がいますが、その人からも感染しますか？

A 現状では、はっきりしたことはわかっていません。通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスをうつす可能性も最も高くなると言われています。

